

重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	まにわ居宅介護支援事業所
主たる事務所の所在地	〒719-3227 岡山県真庭市台金屋395-41
法人種別	一般社団法人 晴れの郷
代表者の職・氏名	代表理事 安井純二
介護保険法令に基づき岡山県知事から指定を受けている事業所名称(指定番号)	まにわ居宅介護支援事業所 (3373401292)
事業所の所在地	〒719-3227 岡山県真庭市台金屋395-41
電話番号	0867-45-1688
介護保険法令に基づき岡山県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	指定居宅介護支援 指定予防居宅介護支援
通常の事業の実施地域	真庭市

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	一般社団法人晴れの郷が運営する居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所内の介護支援専門員その他の従業者が、要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援業務等を提供することを目的とする。
運営方針	介護支援専門員は、利用者及びその家族のニーズ等を十分に勘案し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。介護支援専門員は、公正中立の立場を遵守し、不当に特定のサービスや事業者に偏った居宅サービス計画を作成してはならない。なお、利用者・家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、介護支援専門員に対して複数の事業所の紹介を求めるのも、当事業所をケアプランに位置付けた理由を求めるのも可能です。

3. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	員 数	勤務の体制
管理者 (主任介護支援専門員)	1名(兼任)	浅雄 多江子 (介護支援専門員を兼任)
介護支援専門員	2名(兼任)	浅雄 多江子、西田 美智子

4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝祭日、8月13日～15日、12月29日～1月3日を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 ご相談は24時間、365日対応 【営業時間外連絡先】0867-45-1688

5. サービスの概要

居宅介護支援内容	①要介護認定、要支援認定等申請の代行業務 ②居宅サービス計画の作成 ③居宅サービス事業者との連絡調整 ④その他介護保険法に基づく支援業務
居宅介護支援方法	①利用申込みがあった場合は、被保険者証により必要事項を確認する。 ②業務の提供開始に際し、あらかじめ運営規程の概要等について説明を行い同意を得たうえで開始する。 ③居宅サービス計画は、利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い理解を得る。 ④職員である介護支援専門員は、身分証明書を携帯し、利用者等から求められた時は提示する。 ⑤サービス提供は、当事業所の事務所及び当該利用者の居宅において行うものとする。

6. 利用料

原則として、自己負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納により、保険者より「支払い方法の変更」の処分を受けている場合においては、法令で定める金額を徴収するものとします。

(その他、法令で定める加算の金額)

7. 秘密の保持

当事業所の管理者、介護支援専門員及びその他の職員は、業務上知り得た要介護者等及びその家族等の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことは決してありません。

また、これらの者が当事業所の職員でなくなった後もこれと同等の義務を負うものとします。

8. 虐待防止

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、従業者に對し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。 担当者: 浅雄 多江子

9. ハラスメント対策

①当事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
②利用者が当事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

10. 主治の医師及び医療機関との連携

当事業所は利用者の主治の医師または関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、入院、受診時等には、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。(医療保険証、お薬手帳等に当事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いします)

11. 身体拘束

- ①利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- ②身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. 業務継続計画(BCP)の策定

当事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 質の高いケアマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

- ①前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- ②6か月間に作成したケアプランに位置づけた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

14. 苦情対応

ご利用者相談窓口	所在地 岡山県真庭市台金屋395-41 電話 0867-45-1688 FAX 0867-45-1689 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時30分(相談受付は、24時間体制) 相談責任者 浅雄 多江子
----------	---

※市町村介護保険担当窓口及び岡山県国民健康保険団体連合会でも苦情の申立等ができます。

真庭市高齢者支援課	所在地 岡山県真庭市久世2927-2 電話 0867-42-1074 FAX 0867-42-1390 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山県北区桑田町17-5 電話 086-223-8811 FAX 086-223-9109 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時00分

15. 緊急時及び事故発生時の対応方法

ご利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

緊急連絡先に連絡いたします。

併せて、保険者たる市町村への連絡など必要な措置を講じます。

また、居宅介護支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

事故発生時の状況および事故に際してとった処置について適正に記録します。

16. 個人情報使用について

※利用者及び家族の個人情報については、次の通りとします。

①使用目的

当事業所が介護保険法に関する法令に従い、利用者のための居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議や介護支援専門員と事業所との連絡調整等において必要な場合に使用します。

②使用条件

本人と家族の同意を得た上で、個人情報の提供は、上記の目的の範囲内で必要最小限とし、情報提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておきます。

令和　年　月　日

契約の締結に当たり、別紙により重要事項を説明し、同書類を交付しました。

(事業所) 所在地 岡山県真庭市台金屋395-41

名 称 まにわ居宅介護支援事業所

説明者氏名

印

本書面を受け取り、これに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅
介護支援サービスの提供開始に同意しました。

以上のことと条件に、個人情報を使用することに同意します。

また、家族の情報についても必要時には情報提供を行うことに同意します。

(利用者) 住所 岡山県真庭市

氏名

印

代理人または立会人

住所

氏名

印 (続柄)

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者に対してサービス提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ②利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画書及びその実施状況に関する書類を交付します。
 - ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知りえた利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。(守秘義務)

2. 損害賠償について

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれたり心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され以後も同様とします。

(1)利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに申し出て下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2)事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③利用者が、居宅サービス契約に定めた事項以上の要求又は、介護サービス以外の要望等により、本契約の継続が困難と認められる場合